

議案第12号

新居浜市立幼稚園保育料徴収条例の制定について

新居浜市立幼稚園保育料徴収条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市立幼稚園保育料徴収条例

新居浜市立幼稚園保育料等徴収条例（昭和34年条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、新居浜市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の保育料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（保育料）

第2条 幼稚園の保育料は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第3号に規定する政令で定める額を限度として規則で定める額とする。

（保育料の徴収）

第3条 市長は、幼稚園を利用する支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。）に係る支給認定保護者（同項に規定する支給認定保護者をいう。）又は扶養義務者から前条に定める保育料を徴収する。

（保育料の納期限）

第4条 保育料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

（保育料の減免）

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新居浜市立幼稚園保育料徴収条例の規定は、平成27年度以後に入園し、又は転園してきた者に係る保育料について適用し、平成26年度以前に入園し、又は転園してきた者に係る保育料については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、同法の趣旨に沿った新居浜市立幼稚園の保育料についての規定を整備するため、本案を提出する。